

浜松市景観計画及びこれに基づく措置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第2章並びに浜松市景観条例（平成20年浜松市条例第89号。以下「条例」という。）第3章及び第45条の規定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(景観計画の計画図)

第2条 景観行政団体及び景観計画に関する省令（平成16年農林水産省令・国土交通省令・環境省令第1号）第1条第2項により定める計画図は、別表第1左欄に掲げる区域の区分に応じ、同表右欄に掲げる種類及び方法により表示するものとする。

(添付図書)

第3条 浜松市景観条例施行規則（平成20年浜松市規則第102号。以下「規則」という。）別表第4に規定する当該行為に係る計画の概要を記載した概要書は、別表第2左欄に掲げる区域又は地区の区分に応じ、同表右欄に掲げる図書とする。

2 前項に規定する概要書は、法第16条2項に規定する変更届出の場合においては、別表第3左欄に掲げる区域又は地区の区分に応じ、同表右欄に掲げる図書とする。

(届出書の受理通知)

第4条 規則第5条第1項第1号の規定による届出書及び届出に係る添付図書の内容が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合していると認めるときは、景観計画区域内における行為の届出受理通知書（第5号様式）を当該届出者に交付するものとする。この場合、届出の審査に要する期間は概ね14日間を目途とする。

2 規則第5条第3項に規定する変更届出書の提出を受けた場合、その変更の部分の内容が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合していると認めるときは、景観計画区域内における行為の変更届出受理通知書（第6号様式）を当該届出者に交付するものとする。この場合、届出の審査に要する期間は概ね14日間を目途とする

3 前各項に規定する届出受理通知書及び変更届出受理通知書の交付により、法第18条第2項の規定を適用するものとする。

(一部完了検査)

第5条 条例第17条第2項に規定する通知を行う場合は、前条第1項及び第2項に規定する届出受理通知書及び変更届出受理通知書により行うものとする。

なお、通知を行った場合であっても、当該届出に係る行為が完了した後において、条例第17条第3項に規定する検査を行うことが可能となる場合は、規則第10条第3項に規定する一部完了届出書の提出は不要とする。

2 条例第17条第2項に規定する通知をしていない場合であっても、当該届出に係る行為の完了前において同条第3項に規定する検査を行う必要があるものとして、市長が認めるときは、一部完了検査を行うものとする。

この場合、同条第2項の規定を準用して、規則第10条第3項に規定する一部完了届出書を提出しなければならない。

(検査結果の通知)

第6条 条例第17条第3項の規定による検査を行ったときは、その結果を当該届出者に、景観計画区域内における行為の検査結果通知書(第7号様式)により通知するものとする。この場合、検査の日から通知に要する期間は概ね7日間を目途とする。

(景観計画に定める行為の制限の特例措置)

第7条 法第8条第2項第2号の規定により景観計画に定めた行為の制限にかかわらず、市長が次に掲げるものと認める場合においては、当該制限は、適用しない。

- (1) 公益上又は良好な景観形成に寄与するもの
- (2) 用途上又は構造上やむを得ないもので周辺景観に及ぼす影響が最小限と認めるもの

(景観計画に定める行為の制限の特例措置についての協議)

第8条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者は、当該届出の内容が前条に規定するものに該当するか否かについて、当該届出の前に、市長と協議することができる。この場合、景観形成事前協議書(第8号様式)に法施行規則第1条第2項及び第3項の規定に準じた図書及び前条各号に規定する内容を確認できる図書を添付して提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議をした結果、当該協議に係る届出の内容が地域の景観に及ぼす影響が大きい行為については、あらかじめ浜松市景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定による協議について、前条に規定するものに該当するか否かについて判断したときは、景観形成事前協議結果通知書(第9号様式)により、速やかにその結果及び理由を同項の規定による協議をした者に通知しなければならない。

(指導及び助言)

第9条 条例第20条に規定する指導及び助言は、別に定める運用基準に基づき行うものとし、特に必要と認める場合は、景観計画区域内における行為の指導通知書(第10号様式)により通知するものとする。

(勧告)

第10条 法第16条第3項及び条例第19条に規定する勧告は、勧告書(第11号様式)により行うものとする。

(命令)

第11条 法第17条第1項又は同条第5項で規定する命令は、命令書(第12号様式)により行うものとする。

(変更命令等を行うことができる期間の延長の通知)

第12条 法第17条第4項の規定による通知は、変更命令等の期間の延長についての通

知書（第13号様式）により届出者に通知するものとする。

（公表）

第13条 条例第45条に規定する公表に関しては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第45条第1項に規定する公表は、景観法及び浜松市景観条例規定の違反者の公表（第14号様式）により行うものとする。
- (2) 条例第45条第3項に規定する通知は、公表事項及び理由通知書（第15号様式）により行うものとする。
- (3) 条例第45条第3項に規定する弁明を書面で行う場合は、弁明書（第16号様式）により行うものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

区域	計画図の種類及び表示方法
景観計画の区域	景観計画区域図(市域全域図) (1)縮尺 50,000 分の 1 の地形図に表示 (2)行政区域界を表示
景観計画重点地区の区域	景観計画重点地区区域図 (1)縮尺 2500 分の 1 の地形図に表示(縮尺は原則) (2)区域の説明(点と線の説明)を表示 景観計画重点地区地番図 (1)区域が筆界の場合は地番図又は公図写に表示 (2)区域の説明(点と線の説明)を表示

別表第 2 (第 3 条第 1 項関係)

区域又は地区	図書の種類
景観計画重点地区以外の区域	建築物等の概要書(景観計画重点地区以外の区域) (第 1 号様式)
景観計画重点地区	建築物等の概要書(景観計画重点地区) (第 2 号様式)

別表第 3 (第 3 条第 2 項関係)

区域又は地区	図書の種類
景観計画重点地区以外の区域	建築物等の変更概要書(景観計画重点地区以外の区域) (第 3 号様式)
景観計画重点地区	建築物等の変更概要書(景観計画重点地区) (第 4 号様式)

第1号様式（第3条関係）

建築物等の概要書（景観計画重点地区以外の区域）

行為の区分	建築物	新築 外観の変更（	増築 修繕	改築 模様替	移転 色彩変更）
用途			構造	造（一部 造）	
最高高さ		m	階数	地上	階/地下 階
建築面積	m ² （敷地内の合計 m ² ）				
屋上、外壁に設置する建築設備の種類等			（種類		）高さ m
修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に関する事項		外観の変更に係る部分の見付面積			m ²
色彩の使用制限範囲を超える色彩（アクセントカラー）を使用する場合に記入	方向	見付面積	見付面積 ÷ 5	アクセントカラーの面積	
	東立面	m ²	m ²	m ²	
	西立面	m ²	m ²	m ²	
	南立面	m ²	m ²	m ²	
	北立面	m ²	m ²	m ²	
屋外広告物の有無		有 ・ 無			
備考					

行為の区分	工作物	新設 外観の変更（	増築 修繕	改築 模様替	移転 色彩変更）
種類			構造	造（一部 造）	
最高高さ	m				
修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に関する事項		外観の変更に係る部分の見付面積			m ²
色彩の使用制限範囲を超える色彩（アクセントカラー）を使用する場合に記入	方向	見付面積	見付面積 ÷ 5	アクセントカラーの面積	
	東立面	m ²	m ²	m ²	
	西立面	m ²	m ²	m ²	
	南立面	m ²	m ²	m ²	
	北立面	m ²	m ²	m ²	
屋外広告物の有無		有 ・ 無			
備考					

建築物毎、工作物毎に概要書を作成し添付してください。

該当する□にレ印を記入してください。

第2号様式（第3条関係）

建築物等の概要書（景観計画重点地区）

地区名	都田テクノポリス工業地区				
行為の区分	建築物	新築 外観の変更（	増築 修繕	改築 模様替	移転 色彩変更）
用途			構造		造（一部 造）
最高高さ		m	階数	地上	階/地下 階
建築面積	m ² （敷地内の合計 m ² ）				
屋上、外壁に設置する建築設備の種類等			（種類		）高さ m
修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に関する事項		外観の変更に係る部分の見付面積			m ²
色彩の使用制限範囲を超える色彩（アクセントカラー）を使用する場合に記入	方向	見付面積	見付面積 ÷ 10	アクセントカラーの面積	
	東立面	m ²	m ²	m ²	
	西立面	m ²	m ²	m ²	
	南立面	m ²	m ²	m ²	
	北立面	m ²	m ²	m ²	
備考					

行為の区分	工作物	新設 外観の変更（	増築 修繕	改築 模様替	移転 色彩変更）	
種類			構造		造（一部 造）	
最高高さ	m					
柵又はフェンス等の高さ			m			
屋外広告物の設置	壁面広告物		（設置数） / （敷地内総数）			
	表示面積	方向	面積	方向	面積	
		東立面	m ²	西立面	m ²	
		南立面	m ²	北立面	m ²	
	野立広告物		高さ	m		
			表示面積	m ²		
後退距離			m			
備考						

建築物毎、工作物毎に概要書を作成し添付してください。ただし、壁面広告物に関する項目は、広告物を表示する建築物（工作物）と同じ概要書に記載してください。

該当する□にレ印を記入してください。

第3号様式（第3条関係）

建築物等の変更概要書（景観計画重点地区以外の区域）

行為の区分	建築物	新築 外観の変更（	増築 修繕	改築 模様替	移転 色彩変更）
用途		構造	造（一部 造）		
以下の欄は、変更した事項のみ記入してください					
最高高さ	m		階数	地上	階/地下 階
建築面積	m ² （敷地内の合計 m ² ）				
屋上、外壁に設置する建築設備の種類等		（種類			）高さ m
修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に関する事項		外観の変更に係る部分の見付面積		m ²	
色彩の使用制限範囲を超える色彩（アクセントカラー）を使用する場合に記入	方向	見付面積	見付面積 ÷ 5	アクセントカラーの面積	
	東立面	m ²	m ²	m ²	
	西立面	m ²	m ²	m ²	
	南立面	m ²	m ²	m ²	
	北立面	m ²	m ²	m ²	
屋外広告物の有無		有 ・ 無			
備考					

行為の区分	工作物	新設 外観の変更（	増築 修繕	改築 模様替	移転 色彩変更）
種類		構造	造（一部 造）		
以下の欄は、変更した事項のみ記入してください					
最高高さ	m				
修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に関する事項		外観の変更に係る部分の見付面積		m ²	
色彩の使用制限範囲を超える色彩（アクセントカラー）を使用する場合に記入	方向	見付面積	見付面積 ÷ 5	アクセントカラーの面積	
	東立面	m ²	m ²	m ²	
	西立面	m ²	m ²	m ²	
	南立面	m ²	m ²	m ²	
	北立面	m ²	m ²	m ²	
屋外広告物の有無		有 ・ 無			
備考					

建築物毎、工作物毎に概要書を作成し添付してください。

該当する口にレ印を記入してください。

第4号様式（第3条関係）

建築物等の変更概要書（景観計画重点地区）

地区名	都田テクノポリス工業地区					
行為の区分	建築物	新築 外観の変更（	増築 修繕	改築 模様替	移転 色彩変更）	
用途		構造	造（一部 造）			
以下の欄は、変更した事項のみ記入してください						
最高高さ		m	階数	地上	階/地下	階
建築面積	m ² （敷地内の合計				m ² ）	
屋上、外壁に設置する建築設備の種類等	（種類			）高さ	m	
修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に関する事項	外観の変更に係る部分の見付面積		m ²			
色彩の使用制限範囲を超える色彩（アクセントカラー）を使用する場合に記入	方向	見付面積	見付面積 ÷ 10	アクセントカラーの面積		
	東立面	m ²	m ²	m ²		
	西立面	m ²	m ²	m ²		
	南立面	m ²	m ²	m ²		
備考						

行為の区分	工作物	新設 外観の変更（	増築 修繕	改築 模様替	移転 色彩変更）	
種類		構造	造（一部 造）			
以下の欄は、変更した事項のみ記入してください						
最高高さ	m					
柵又はフェンス等の高さ	m					
屋外広告物の設置	壁面広告物		（設置数） / （敷地内総数）			
	表示面積	方向	面積	方向	面積	
		東立面	m ²	西立面	m ²	
		南立面	m ²	北立面	m ²	
	野立広告物		高さ	m		
			表示面積	m ²		
後退距離			m			
備考						

建築物毎、工作物毎に概要書を作成し添付してください。ただし、壁面広告物に関する項目は、広告物を表示する建築物（広告物）と同じ概要書に記載してください。

該当する口にレ印を記入してください。

第5号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

浜松市長

景観計画区域内における行為の届出受理通知書

景観法第16条第1項第1号及び第2号並びに浜松市景観条例第10条第1項第1号（景観計画重点地区に係るものに限る）第2号及び第3号に規定する行為について、
年 月 日付けの景観計画区域内における行為の届出を受理し、その内容が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合していると認められますので通知します。

記

1. 受理通知番号：第 号
2. 行為の場所：浜松市 区
3. 区域区分：
4. 行為の種類：
5. 行為の概要：
6. 備考：

第6号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市長

景観計画区域内における行為の変更届出受理通知書

景観法第16条第1項第1号及び第2号並びに浜松市景観条例第10条第1項第1号(景観計画重点地区に係るものに限る)第2号及び第3号に定める行為に係る事項について、年 月 日付けの景観法第16条第2項の規定による景観計画区域内における行為の変更の届出を受理し、その内容が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合していると認められますので通知します。

記

1. 受理通知番号：第 号
2. 行為の場所：浜松市 区
3. 区域区分：
4. 行為の種類：
5. 行為の概要：
6. 備考：

第7号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市長

景観計画区域内における行為の検査結果通知書

浜松市景観条例第17条第3項の規定による検査を実施した結果について通知します。

記

- 1 届出年月日 年 月 日
- 2 受理通知番号
- 3 行為の場所 浜松市 区
- 4 行為の概要
- 5 検査日 年 月 日
- 6 検査方法 一部完了 ・ 完了 現地検査 ・ 写真検査

検査項目	検査結果

第8号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

協議者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏名）

景観形成事前協議書

浜松市景観計画及びこれに基づく措置に関する要綱第8条第1項の規定により、次のとおり提出します。

記

行為の場所	所在地	浜松市 区	
	敷地面積	㎡	
区域区分	景観計画重点地区以外の区域		
	行為の種類	法第16条第1項第1号（建築物の建築等）	
		法第16条第1項第2号（工作物の建設等）	
		法第16条第1項第4号（その他の行為） 施設の整備のための土地の区画形質の変更	
	景観計画重点地区（地区名： ）		
	行為の種類	法第16条第1項第1号（建築物の建築等）	
法第16条第1項第2号（工作物の建設等）			
法第16条第1項第4号（その他の行為） 土地の形状の変更 木竹の植栽又は伐採			
着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
設計又は 施行方法	行為の概要		
	高さ	届出対象部分	m
	建築面積	敷地内の合計	㎡
設計者	住所（所在地）		
	電話番号	() -	
	氏名 （名称・代表者氏名）		
協議事項			
協議理由			

該当する口にレ印を記入してください。

第9号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

浜松市長

景観形成事前協議結果通知書

年 月 日付けで協議のあった景観計画区域内における行為については、浜松市景観計画及びこれに基づく措置に関する要綱第7条に定める行為の制限の特例措置に係る規定に（該当します・該当しません）ので、同要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

1. 行為の場所 : 浜松市 区
2. 区域区分 :
3. 行為の種類 :
4. 行為の概要 :
5. 協議事項 :
6. 理 由 :

第10号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市長

景観計画区域内における行為の指導通知書

浜松市景観計画及びこれに基づく措置に関する要綱第9条の規定により、景観計画区域内における下記対象行為について、指導内容を通知します。

記

1. 対象行為

行為の場所	
区域区分	
行為の種類	
届出者 又は建築主	
設計者等	
行為の概要	

2. 指導事項

3. 不適合事項

第11号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市長

勸告書

景観法第16条第3項又は浜松市景観条例19条の規定に基づき、 年 月
日までに下記の措置を講ずるよう勸告します。

記

勸告内容

勸告内容

第12号様式(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市長

命 令 書

景観法第17条第1又は5項の規定に基づき、 年 月 日までに下記の措置を講ずるよう命令します。

なお、期限までにこの命令に従わない場合は、景観法に基づく罰則に処されることがあります。

記

命 令 内 容

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、浜松市長に対して異議申立をすることができます。処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告(訴訟において市を代表する者は市長となります。)として提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第13号様式(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市長

変更命令等の期限の延長についての通知書

景観法第17条第4項の規定により、同法同条第2項に規定する期限を延長するので、次のとおり通知します。

記

届出年月日	年 月 日
行為地	浜松市 区
延長前の期限	年 月 日(届出年月日から30日)
延長後の期限	年 月 日(届出年月日から 日)
期限を延長する理由	

第14号様式(第13条関係)

第 号
年 月 日

浜松市長

景観法及び浜松市景観条例規定の違反者の公表

浜松市景観条例45条の規定に基づき、下記事項を公表します。

記

違 反 内 容
氏 名 等
弁 明 の 内 容

第15号様式(第13条関係)

第 号
年 月 日

浜松市長

公表事項及び理由通知書

浜松市景観条例第45条第1項の規定に基づき、下記の事項について公表するので、同条3項の規定により、公表する理由を通知します。

なお、下記の内容について書面で弁明をする場合は 年 月 日までに
行ってください。

記

公表する事項
公表する理由

第16号様式(第13条関係)

年 月 日

あて先 浜松市長

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

弁明書

年 月 日付け、公表事項及び理由通知書により通知された内容について、浜松市景観条例第45条第3項の規定に基づき、次のとおり弁明します。

記

弁明の内容
浜松市景観条例第45条第4項の規定による公表の申し出